

# 住宅用太陽熱利用 補助金のご案内

**太陽熱補助**  
平成24年度も  
実施しています！！

## 1 川崎市の補助を受けることができる方（次の条件のすべてを満たす方）

### （1）太陽熱利用設備の設置につき、次のいずれかに該当する方

- ・川崎市内に居住している住宅（もしくは居住予定の住宅）に太陽熱利用設備を設置する個人

注1 建物が共有名義である場合、所有者全員の同意が必要です。

注2 建物所有者と申請者が異なる場合、所有者の同意が必要です。

注3 既設の設備は、補助の対象にはなりません。

注4 設置完了届の提出時までには居住している必要があります。

- ・太陽熱利用設備が設置された川崎市内の住宅（居住予定のもの）を購入する個人

注5 建物が共有名義である場合、所有者全員の同意が必要です。

注6 設置完了届の提出時までには居住している必要があります。

### （2）工事完了の日から**30日以内**、かつ**平成25年3月15日**までに川崎市へ設置完了届を提出できる方

## 2 補助の概要

- **補助金額：** 自然循環型 …… 4万円/件  
強制循環型 …… 8万円/件

注7 自然循環型：太陽熱エネルギーを集めて給湯に利用する自然循環型の太陽熱温水器

強制循環型：住宅の屋根等への設置に適した不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯や空調に利用するソーラーシステム（水式、空気式いずれも対象）

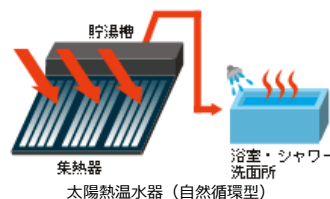
- **補助件数：** 約30件

- **募集期間：** 平成24年4月2日（月）から平成25年2月15日（金）まで

注8 募集期間内であっても、補助金交付予定総額が予算の範囲を超える日をもって受付を終了します。

- **申込方法：** 補助金交付申請書に必要書類を添えて、持参又は郵送により提出してください。

- **申込時期：** 住宅に太陽熱利用設備を設置する場合 … 工事着手前  
太陽熱利用設備が設置された住宅を購入する場合 … 建物の引渡し前



対象設備は、BL部品に認定された太陽熱利用システムです。

詳しくは、(財) ベターリビングのホームページ (<http://www.cbl.or.jp/>)

をご覧ください。

太陽熱利用設備は、(社) ソーラーシステム振興協会のホームページ

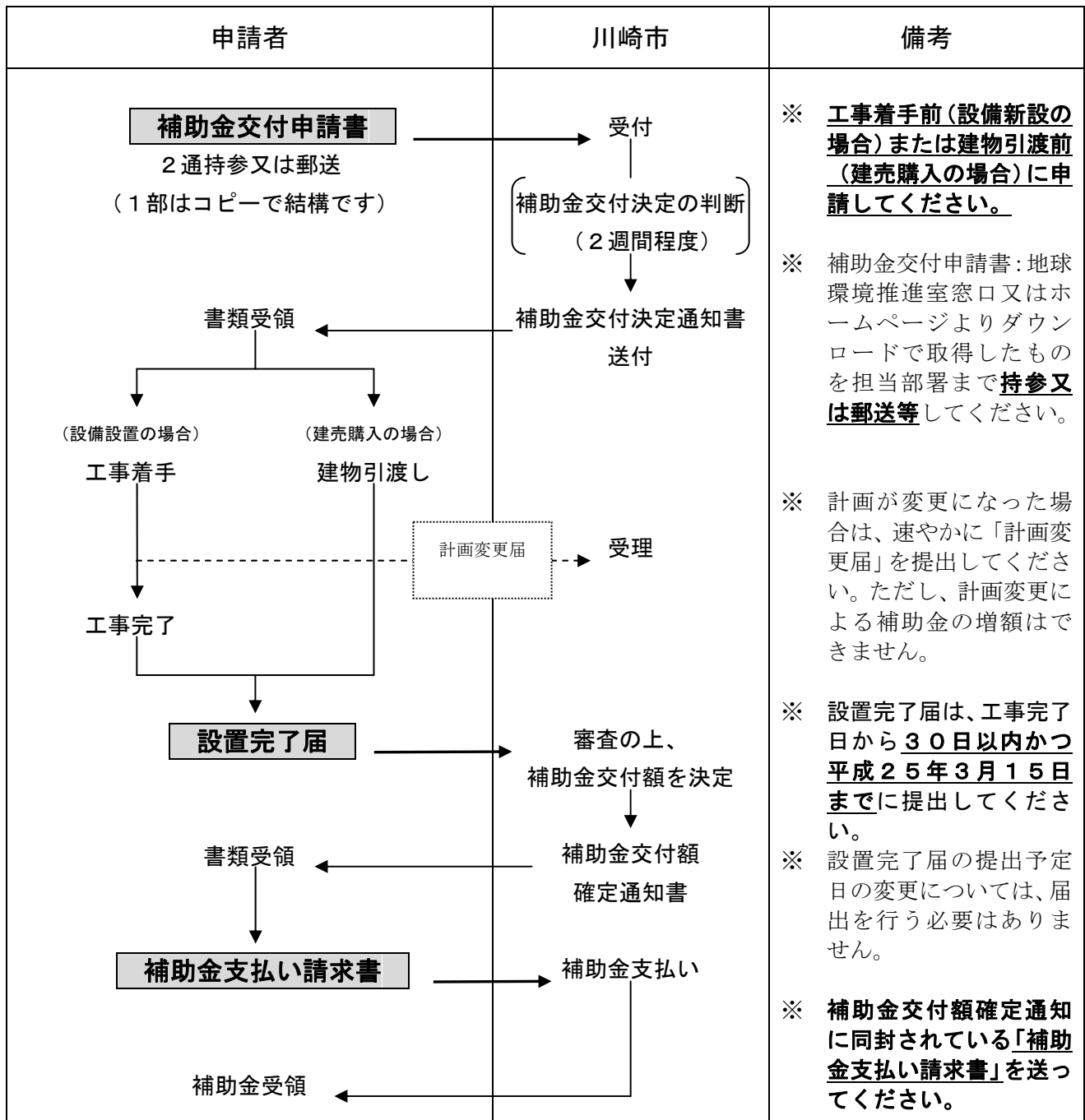
(<http://www.ssda.or.jp/>) で詳しく紹介されています。

カーボン・チャレンジ

CCかわさき

川崎市環境局

# 平成23年度川崎市住宅用太陽熱利用設備 設置補助事業に関する主な手続きの流れ



## ■ 申請された方へ

- ・書類に不備がある場合、又は要綱に違反した場合には、交付を取消す場合があります。
- ・市の補助を受けて設置した設備についてはその法定耐用年数(15年)の期間運用していただくこととなります。法定耐用年数期間内に設備を処分(廃棄、売却、譲渡など)する場合、補助金の返還を求める場合があります。
- ・適切に設置されているか調査に伺う場合がありますので、その際は御協力をお願いします。
- ・川崎市が行うアンケート調査などへの御協力をお願いします。

## ■ 計画の変更・中止等

太陽熱利用設備の種別を変更する場合は「計画変更届」(第5号様式)を、計画を中止する場合は「計画中止承認申請書」(第6号様式)を速やかに提出してください。

## 補助金交付申請書・設置完了届の作成上の留意点

### ■補助を申請するとき（補助金交付申請書）

【添付する書類】 補助金交付申請書（第1号様式）には、次の書類を添付してください。

（チェック欄：添付書類に不備がないか申請前に十分確認してください）

- 現況写真
  - ・ 既築住宅に太陽熱利用設備を設置する場合は、設備設置前の屋根の写真、および、屋根を含む建物全体が分かる写真
  - ・ 新築住宅に太陽熱利用設備を設置する場合は、同一場所だと分かる現状の写真
  - ・ 対象設備付きの建売住宅を購入する場合は、設備設置後の屋根の写真、および、屋根を含む建物全体が分かる写真
  - ・ 屋根の写真が取れない場合は「理由書」を添付してください。
  - ・ 提出前3か月以内のものを提出してください。グーグルアース等は受け付けません。
- 住宅近辺の案内図
- 印鑑登録証明書（原本）（申請書提出前3か月以内のもの）
- 住宅の売買契約書の写し（対象設備付きの建売住宅を購入する場合）
- 申請者本人の宛先を記入し、80円切手を貼付した返信用封筒（定形第1種）
- 所有者の同意書（申請者以外に建物の所有者がいる場合）
- 申請書提出事務代行届（第2号様式）（事務手続きを代行する場合）

### ■設置が完了したとき（設置完了届）

【添付する書類】 設置完了届（第7号様式）には、次の書類を添付してください。

（チェック欄：添付書類に不備がないか提出前に十分確認してください）

- 対象設備の設置費用負担を証する書類（領収書等）の写し
  - ・ 新築、改築等で支払いが複数にわたっている場合は、全て添付してください。
  - ・ ローン等で領収書の発行がない場合は、「ローン申込書」を添付してください。
- 住民票等の居住を証明する書類（設置完了届提出前3ヶ月以内のもの）
  - ・ 設置場所と同じ住所であることが必要です。
- 対象施設の設置状況を示す現況写真（カラー）  
次の写真を添付してください。（添付する写真は全て必要となります）
  - 家屋全体の写真
  - 太陽熱集熱パネルが入っている屋上写真
  - 蓄熱槽（貯湯槽）（強制循環型）
  - 循環モータ（強制循環型）
- 導入した設備のカタログ
- 届出者本人の宛先を記入し、80円切手を貼付した返信用封筒（定形第1種）

### ■ 関連情報（木造住宅の耐震について）

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の場合、耐震診断士の派遣や耐震改修助成を受けられる場合があります。

詳細は下記ホームページをご参照ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/50/50kekansa/home/top/index.htm>

（問合せ先：川崎市まちづくり局建築監察課 044-200-3017）

### 【申請書等の入手】

下記担当部署で入手できるほか、川崎市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.kawasaki.jp/30/30titan/home/hojo/hojo2.htm>

### 【お問い合わせ・郵送先】

川崎市環境局地球環境推進室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044-200-2514 FAX 044-200-3921



# 太陽熱という選択肢

太陽の熱でお湯をつくる太陽熱利用機器。太陽エネルギー利用では、太陽光発電システムに大きな関心が寄せられていますが、ソーラーシステム（太陽熱利用機器）も、デザイン性やエネルギー効率が高いなどの魅力がたくさんあります。家庭でできる温暖化対策の選択肢として、ソーラーシステムに目を向けてみませんか？

## 太陽熱利用機器とは？

太陽熱利用機器は、集熱パネルとお湯を貯める部分が分離している「ソーラーシステム」と、これらが一体となっている「太陽熱温水器」に大きく分けられます。

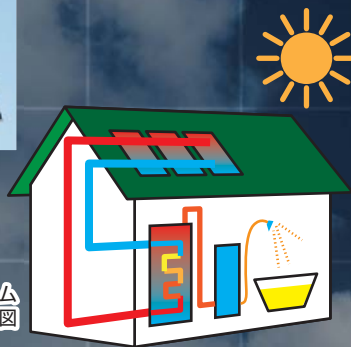
ソーラーシステムの設置には4～6㎡の面積が必要になります。また、ソーラーシステムは太陽エネルギーの40～60%を熱に変換することができます、少ない面積で大きな力を発揮します（太陽光発電の変換効率は10～15%程度）。



ソーラーシステム振興協会提供

ソーラーシステム（強制循環型）

ソーラーシステムイメージ図



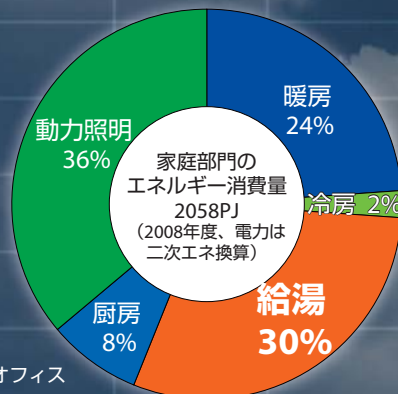
## 家庭のエネルギー消費の3割が給湯に使われています

### 意外に大きい給湯用途のエネルギー

お風呂やシャワー、キッチンで使うお湯を沸かすためのエネルギーは、家庭のエネルギー消費の3割を占めています。給湯用途のエネルギーは、意外にも大きいのです。太陽熱利用機器はこの給湯部分の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）削減に役立てることができます。

### 給湯のエコも考えよう！

エネルギー効率やCO<sub>2</sub>の削減効果が高い給湯器を選ぶことはエコなくらしを楽しむ上で大切な視点です。



出典：温室効果ガスインベントリオフィス

2010  
2011  
2012  
2013  
2014  
2015  
2016

# 太陽の熱で お湯をわかそう